

市町村振興資金貸付金の概要

- 1 **目的** 神奈川県市町村振興資金貸付金は、市町村及び一部事務組合が住民福祉の維持向上を図るとともに、活力と魅力あふれる地域社会を形成するために実施する公共施設等の整備事業等に対し、予算の範囲内で資金を貸し付けることを目的としている。
- 2 **対象市町村** 市町村（政令市を除き、一部事務組合及び広域連合を含む）
- 3 **貸付対象事業**

事業名		貸付対象事業及び団体	
広域連携事業	権限移譲型広域連携事業	県からの権限移譲に関し、2以上の市町村がそれぞれ財源負担をした上で相互に連携して行う公共施設等の整備事業等	
	固有型広域連携事業	2以上の市町村が、それぞれ財源負担をした上で相互に連携して行う公共施設等の整備事業等（市町村が、国又は県と連携して行う公共施設等の整備事業等を含む。）	
市町村提案型全県モデル事業		市町村自治基盤強化総合補助金における市町村提案型全県モデル事業に採択された公共施設等の整備事業等	
公共施設等整備事業等		地方債の同意等を受けることができる施設整備事業	
その他事業	借換事業	市町村振興資金貸付金からの借換	公債費負担の軽減が一定以上図られる市町村（平成20年度から当分の間、休止）
		地方債からの借換	公債費負担の軽減が一定以上図られる市町村
	土地開発公社経営健全化計画等に基づく土地取得等事業	土地開発公社経営健全化計画の指定を受けた団体及び土地開発公社経営健全化計画に準ずる計画を策定する団体の実施する土地取得等事業	

4 貸付条件

- ① 利率
 - 権限移譲型広域連携事業・市町村提案型全県モデル事業 財政融資資金利率×2/3(上限2.0%)
 - 固有型広域連携事業 財政融資資金利率×5/6(上限2.5%)
 - 上記以外 財政融資資金利率 *いずれも、下限利率は0.01%
 - 競馬事業収益配分金を財源とする貸付については、無利子
- ② 償還(据置)期間 原則として5年(据置1年以内)～40年(据置5年以内)

5 充当可能額

- ① 地方債相当部分：市町村負担額 × 該当の地方債充当率(%)
 - ② 地方債充当残部分：(市町村負担額 - 上記①(理論値)) × 該当の地方債充当率(%) (※)
- (※) 一部事務組合の実施事業、広域連携事業、市町村提案型全県モデル事業及び土地開発公社経営健全化計画等に基づく土地取得等事業は90%

- 6 **限度額** 1団体あたり10億円（但し、借換事業は別に定める。なお、権限移譲型広域連携事業及び市町村提案型全県モデル事業は限度額加算あり。（各1.5億円））

- 7 **予算額** 令和6年度当初予算額 69億円